

平成 21 年第 1 回多賀城市議会臨時会補正予算特別委員会会議記録

平成 21 年 3 月 19 日（木曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 相澤 耀司

副委員長 吉田 瑞生

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

道路公園課長 佐藤 実

下水道課長 櫻井 友巳

総務課参事(兼)総務課長補佐 紺野 哲哉

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 大森 晃

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 永沢 正輝

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

下水道課長補佐 今野 淳

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育部副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育部副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 鈴木 弘章

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午後 1 時 28 分 開会

● 正副委員長の選任

○松戸議会事務局長

それでは、若干早目でございますが、おそろいでございますので。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

また出てまいりました。

早速、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、建設水道常任委員長がその職務を行うこととなりますので、委員長は相澤耀司委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は相澤耀司委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わります。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、相澤耀司委員長席に着く)

---

○相澤委員長

一言ごあいさつ申し上げます。

本年度は役目がないと思っておりましたが、思いがけず大任が回ってまいりました。精いっぱい務めてまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

---

○相澤委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には、吉田瑞生委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

- 
- 議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）
  - 議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
  - 議案第 33 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）
  - 議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○相澤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から、議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者からの提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に一括質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から、議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までを議題といたします。

関係課長等から順次説明を求めます。

● 全体像説明

○相澤委員長

初めに、平成 20 年度一般会計をお願いします。

○伊藤市長公室長

それでは説明をさせていただきたいと思います。

このたびの補正予算は、先ほどの市長の提案説明にもありましたが、その主な内容は、国の政策、経済対策に基づくもので、定額給付金事業を初めとした生活・経済対策にかかわる平成 20 年度予算の追加補正、そして雇用対策事業を初めとした生活・経済対策にかかわる平成 21 年度予算の追加補正等を一体的に行うものでございます。

したがって、議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から、議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括し、関係する補正予算の全体像を説明させていただきたいと思います。

それでは、資料 2 の 2 ページをお願いしたいと思います。

お開きいただいたこの資料ですが、左側のページに国の対応を、右側のページに本市の対応を記載し、それらの対応関係を矢印で図式化しております。

さて、国の生活・経済対策でございますが、昨年 8 月以降、金融経済情勢に対応する三つの経済対策が相次いで打ち出されたところであります。

まず、左側のページの上段に記載しております、「安心実現のための緊急総合対策」でございますが、これは世界的な原油、食糧価格の高騰や生活関連物資の価格上昇という状況の中、昨年 8 月 29 日に策定されたものであります。

昨年の 10 月 16 日に成立した国の第 1 次補正予算は、この緊急総合対策に基づくもので、学校耐震化に係る地方への財源措置や、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金によって諸般の経済対策を実施することとされたものでございます。

これらの措置に基づきまして、本市においては、さきの 2 月定例会で既に御審議を賜りましたとおり、右側のページの上段に記載の事業に取り組むこととしたところでございます。

次に、左側のページの中段に記載されております「生活対策」でございますが、これは昨年 10 月 30 日に決定されたものでありまして、生活者の暮らしの安心を最重点分野として位置づけ、2 兆円規模の定額給付金や子育て支援の拡充、また、地域活性化・生活対策臨時交付金事業などが打ち出されたところでございます。

その後、国内景気はさらに厳しさが増し、雇用情勢の悪化も深刻なものとなってまいりました。

そのため、国では、雇用対策を最重要課題とした「生活防衛のための緊急対策」を、左側のページの一番下にございまして、昨年末の 12 月 19 日に決定したところでございます。

第 171 回国会で成立した国の第 2 次補正予算は、その生活対策の実施にかかわるものと、生活防衛のための緊急対策によって追加された雇用対策が歳出の中心となっております。

また、現在、参議院で審議中の国の平成 21 年度予算は、これらの対策をもとに平成 20 年度補正予算と一体的に編成されているものでございます。

さて、今回御提案いたします本市の補正予算は、ただいま申し上げました経緯を踏まえ、国の「生活対策」並びに「生活防衛のための緊急対策」の実現のための事業を、国の第 2 次補正予算で措置された財源をもとに、平成 20 年度予算並びに平成 21 年度予算において一体的に実施させていただこうとするものでございます。

それでは、初めに、平成 20 年度一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げますので、右側のページの中段に記載の表をごらんいただきたいと存じます。

まず、定額給付金給付事業でございますが、これは国の第 2 次補正予算で措置された定額給付金給付事業費補助金、補助率 10 分の 10 を財源とするもので、事務費を合わせた総事業費 9 億 7,676 万 5,000 円を計上させていただくものでございます。

次に、子育て応援特別手当支給事業でございますが、これにつきましても国の第 2 次補正予算で措置された子育て応援特別手当交付金、これも補助率 10 分の 10 を財源とするもので、事務費を合わせた総事業費 3,603 万円を計上させていただくものでございます。

これらの定額給付金と子育て応援特別手当に関する事業概要につきましては、後ほど御説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金事業でございますが、これにつきましても、国の第 2 次補正予算に基づくもので、国庫補助金として本市に配分される 7,190 万 2,000 円を上限に、これから新たに実施する事業費の追加補正、また、平成 20 年度で既に取り組むこととしている事業費の財源組み替えを行う補正、さらには、この表のやや下の部分に左向き矢印でお示ししてございますけれども、平成 21 年度から前倒しで着手する事業につきまして補正をさせていただくものでございます。

それでは、これら交付金事業の内訳を御説明する前に、まず、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の制度につきまして簡単に御説明させていただきますので、次の 4 ページをお願いいたします。

まず、(1)制度の目的でございますが、地域活性化や国の「生活対策」に基づく事業で、地方公共団体が実施する事業に要する経費に充てるため、国が交付金を交付することにより、それらの対策を速やかかつ着実に推進しようとするものでございます。

次に、(2)の、交付対象事業でございますが、ただいま御説明申し上げました本制度の目的を果たすため、それぞれの地方公共団体が実施する事業のうち、地方単独事業にあつては平成 20 年度予算で措置するもので、なおかつ平成 20 年 10 月 31 日以降に実施するものを対象としております。

次に、(3)交付対象経費でございますが、これは地方公共団体が負担する費用に対して 10 分の 10 の補助率となっているものでございます。

次に、(4)交付金の配分でございますが、配分額の算出は、地方交付税の算定費目でありまず地方再生対策費の算定額に、その地方公共団体の財政力や離島、過疎地域などの条件不利地域における増加需要額を加味して算出されます。

このようにして算出された本市の配分額は 7,190 万 2,000 円で、この配分額を上限として国から直接交付されることとなります。

続きまして、この制度に対応する形で本市が実施いたします地域活性化・生活対策臨時交付金事業の内訳につきまして御説明申し上げますので、お手数ですがけれども、次の6ページをお願いいたします。

この表は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施する事業を取りまとめたものでございまして、左の項目から事業の担当部署、予算科目、そして右側のページに移りまして、事業内容、事業費、当該臨時交付金の充当額を、そして繰越明許設定の有無となっております。

なお、それぞれの事業内容につきましては、後ほど事項別明細書の中で担当部課長から説明することとしておりますので、ここでは対象事業の項目等につきまして簡単に御説明いたします。

右側のページの網かけをしている列をごらんいただきたいと思います。

まず、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施する事業は、全部で8本ございまして、一番上から、緊急地震速報システム設置業務委託料の増額。

次に、自動体外式除細動器（AED）購入費の増額と既決事業費の財源組み替えでございます。

次に、地域活性化プレミアム商品券発行事業費補助金の追加。

次に、下水道事業特別会計に対する八幡雨水幹線補修に係る繰出金の追加でございますが、これは平成21年度から前倒しで実施するものでございます。

続きまして、災害時指定収容避難所増設に伴う資材購入費に係る既決事業費の財源組み替え。

次に、山王地区公民館本館改修事業費の追加及び文化センタートイレ改修事業費の追加、これらは平成21年度から前倒しで実施するものでございます。

最後に、総合体育館スライディングドア修繕料に係る既決事業費の財源の組み替えでございます。

事業費総額は1億178万6,000円で、これらの事業に充当する地域活性化・生活対策臨時交付金は、先ほども御説明申し上げましたとおり7,190万2,000円となっております。

なお、災害時指定収容避難所増設に伴う資材購入並びに総合体育館スライディングドア修繕を除きまして、そのほかは繰越明許を設定するものでございます。

以上が地域活性化・生活対策臨時交付金事業の概要でございます。

それでは、続きまして、平成21年度一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げますので、ここでお手数でございますけれども、3ページにお戻り願います。

右下の表、平成21年度一般会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思います。

当該補正予算につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成20年度に前倒しで実施する事業費の減額補正を行うほか、主に雇用対策に関する事業費の追加補正等を行うものであります。

また、この表の一番下の項目をごらんいただきたいのですが、妊婦健康診査に係る公費負担の拡大につきましては、さきの市議会定例会においても御説明申し上げましたとおり、既に本市の新年度予算に計上済みでございますが、国の2次補正予算において、公費負担拡大分の9回のうち、2分の1が補助金で措置されたことに伴いまして、財源の組み替えを行うものであります。

なお、今回の補正予算とは直接的には関係しないものの、諸般の国の「生活対策」の流れを踏まえた子育て支援策につきまして、さきの市議会定例会で御審議いただきましたとおり、平成21年度において乳幼児医療費の助成対象枠の拡大、また、妊婦及び新生児訪問指導の拡充など、市独自の対策を講じることとしております。

それでは、国の「生活防衛のための緊急対策」でも最重要課題となっております雇用対策に関する事業について、当該制度の枠組みを御説明申し上げますので、恐れ入りますけれども5ページをお願いしたいと存じます。

まず、制度の目的でございますけれども、ふるさと雇用再生特別基金事業では国の「生活対策」に位置づけられ、地域における求職者等を雇い入れ、安定的な雇用を創出することとされていることに対し、緊急雇用創出事業では国の「生活防衛のための緊急対策」に位置づけられ、離職者等に対する一時的な雇用を創出し、求職活動を行うことができる環境を支援することとされております。

次に、事業期間でございますが、これは双方の雇用対策事業とも平成23年度までとされております。

次に、対象者でございますが、双方の事業とも、新卒の未就職者を含む求職者とされてございます。

次に、新規雇用労働者の雇用期間等でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業では、安定的・継続的な雇用に資するため、原則1年以上とされており、地方公共団体による直接的な雇用は不可とされております。

これに対しまして、緊急雇用創出事業では、臨時的・一時的なつなぎ雇用とされ、6カ月未満の雇用期間の中で求職活動を支援するものとなっております、地方公共団体による直接雇用も可能となっております。

次に、対象分野でございますが、ここに記載の10分野となっております。

次に、各市町村への配分額でございますが、宮城県では国からの交付金を原資として基金を創設することとしており、各市町村には定額配分と有効求職者数の割合による比率配分とによって算出された金額が配分されることとなっております。

これによりまして、本市の平成21年度歳入予算に計上しております金額は、ふるさと雇用再生特別基金事業で4,969万5,000円、緊急雇用創出事業で3,232万5,000円となっております。

続きまして、これらの制度に基づき、本市が実施いたしますふるさと雇用再生特別基金事業並びに緊急雇用創出事業の内訳につきまして御説明申し上げますので、8ページをお願いいたしますと存じます。

ここに記載の表は、今回の補正予算で計上しております本市の雇用対策事業を取りまとめたもので、上段の(1)がふるさと雇用再生特別基金事業、下段の(2)が緊急雇用創出事業でございます。



それぞれ左の欄から事業の担当部署、予算科目、そして右側のページに移りまして、事業内容、事業費、そして当該補助金の充当額となっております。

それでは、初めに、ふるさと雇用再生特別基金事業でございますが、この事業は、先ほど本制度の枠組みでも御説明申し上げましたとおり、原則 1 年以上の安定的・継続的雇用となるもので、市が直接雇用することはできないものであることから、すべて委託事業となっております。

それぞれの事業内容につきましては、後ほど事項別明細書の中で、担当部課長から説明することとしておりますので、ここでは対象事業の項目等につきまして簡単に御説明をしたいと思っております。

右側のページの、網かけをしている列をごらん願います。

ふるさと雇用再生特別基金事業は全部で 5 本ございまして、一番上から、地域ブランド商品開発及び地産地消システム開発・設計業務委託料の追加。

次に、建築図面等 CAD トレース業務委託料並びに建築物保全業務支援システムデータ入力業務委託料の追加。

次に、学校ホームページ作成支援業務委託料の追加。

次に、外国語活動指導支援業務委託料のうち小学校分の事業費に係る財源の組み替え。

最後に、埋蔵文化財調査資料デジタル化事業業務委託料の追加でございます。

以上の事業費総額は 4,969 万 5,000 円で、これらの委託事業によって合計 15 人の雇用を創出しようとするものでございます。

なお、補助金の充当額は事業費と同額となっております。

続きまして、下段の表に記載の、(2)の、緊急雇用創出事業でございますが、この事業につきましては、6 カ月未満の臨時的・一時的なつなぎ雇用となるもので、市が直接雇用することも可能となっていることから、直接雇用と委託事業の二本立てとしてございます。

まず、直接雇用に関する事業でございますが、一番上から、公有財産管理台帳整理に係る非常勤職員の雇用に必要な経費の追加。

次に、延長保育サービス事業に係る臨時保育士の雇用に必要な経費の追加。

次に、高校新卒者就業支援事業に係る既決予算の財源組み替え。

次に、工業団地化に関する埋蔵文化財試掘調査に係る作業員の雇用に必要な経費の追加。

次に、学校生活指導支援補助員の雇用に必要な経費の追加。

そして、山王地区公民館敷地内発掘調査に伴う作業員の雇用に必要な経費につきまして、既決予算の財源組み替えを行うものでございます。

これらの直接雇用による雇用創出人数は合計 69 名を予定しております。

続きまして、一番下の項目ですが、これは委託事業でございますが、市内文化財の調査業務委託料の追加であります。なお、この委託業務では 6 人の雇用を見込んでございます。

以上、緊急雇用創出事業全体の事業費は 3,623 万 3,000 円で、全体で 75 名の雇用を見込むものでございます。

なお、補助金の充当額につきましては 3,232 万 5,000 円となっており、当該事業費との差額が生じておりますのは、高校新卒者就業支援事業において、高校新卒者の雇用を 1 年間の予定としていることに対し、この緊急雇用創出事業の制度上、6 カ月未満の雇用が前提となっているため、残る 6 カ月分の雇用経費については市の一般財源の負担となることによるものでございます。

以上が今回御提案申し上げました補正予算の全体像でございます。

続きまして、定額給付金事業については、行政経営担当補佐から、それから子育て応援特別手当給付事業の概要につきましては、こども福祉課長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 定額給付金事業概要

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは 10 ページをお開きください。

定額給付金事業の概要について御説明申し上げます。

定額給付金事業は、景気後退下での市民の皆様への不安に対処するため、家計への緊急支援として実施するものでございます。

あわせて、各世帯に広く給付することで、消費をふやしていただき、地域経済の活性化につなげることを目的としたものでございます。

まず、支給対象者でございますけれども、平成 21 年 2 月 1 日時点で本市の住民基本台帳に登録している方、または外国人登録をしている方となります。

また、本市においては所得制限は設けません。

受給者は世帯主となりますが、外国人登録者は各個人となります。

次に、給付額でございますけれども、1 人 1 万 2,000 円でございます。

ただし、平成 21 年 2 月 1 日を基準日といたしまして、18 歳以下の方と 65 歳以上の方は 2 万円を支給するということになっております。

11 ページの右上の表をごらんいただきたいのでありますが、本市におきましては、支給対象者の総数は 6 万 3,237 人の方が対象となっております。総額は 9 億 4,416 万 2,000 円を予定してございます。

次に、申請方法等につきましては、10 ページ、11 ページの下段の方になりますけれども、給付金の申請につきましては、4 月上旬に多賀城市から各家庭に申請書と返信用封筒を同封いたしまして、これを郵送する予定になってございます。

郵送した翌日から申請受け付けを開始いたします。こちらは郵送または窓口での受け付けとなります。多賀城市の窓口は、市役所の 2 階の地域コミュニティ課の隣に会場を設ける予定としております。

なお、申請期間は6カ月間を予定しております。したがって、もし仮に4月6日に申請書を送ることになりますと、4月7日から申請書の受け付け開始となりますので、最終受け付け日は10月7日という形を考えてございます。

続きまして、支給方法でございますけれども、本市においては、申請書をチェックいたしまして、確認でき次第、指定口座に定額給付金を振り込むこととしておりますが、その手続にはおおよそ2週間程度が必要と考えてございます。

したがって、現段階では、早い方で4月下旬には口座振り替えが可能かと考えてございます。

支給方法は、口座振り込みを原則といたしますが、銀行口座を用意していない方などで、現金による給付を希望される方につきましては、混乱を避けるため、口座振り込みのピークが一段落する6月から現金による支給を予定してございます。

続いて、12ページをお開きください。

現在、本市におきましては、転入・転出のピークを迎えようとしておりますけれども、2月1日後に定額給付金対象者の方々に異動等があった場合の取り扱いについて、若干御説明いたします。

まず最初に、基準日より後に転出される場合、これは基準日であります2月1日後ですから、例えば2月2日以後に他市町村に転出した場合でございますけれども、この場合は、2月1日の基準日におきまして本市に居住していたということでございますので、本市の支給対象となりますので、転出先の方に申請書等をお送りするような形になります。

それから、基準日当日に転出された方、2月1日に多賀城市から他市町村に転出された場合でございますけれども、この場合は、新たな転出先の他市町村の対象となります。

次に、基準日当日に出産された場合、2月1日に出生の場合は、支給対象になります。

基準日より後に出生という場合、これは2月2日以後に出生された場合は、支給対象には残念ながらなりません。あくまでも2月1日に住民基本台帳に登録というのが前提になります。

その他、基準日以降の死亡、居住地等が異なる場合などにつきましても、記載のとおり取り扱いになりますが、これ以外にもさまざまなケースが想定されます。これにつきましては、総務省から指示された基準に基づき、適切に対応し、できるだけ早く市民の皆様へ定額給付金が届くよう努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の、子育て応援特別手当につきましては、こども福祉課長から説明をいたします。

- 子育て応援特別手当概要

○小川こども福祉課長

では、引き続きまして13ページの方を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、大変申しわけありませんけれども、字句の訂正をお願いしたいと思います。

子育て応援特別手当の概要Iの、中ポチの4段目の部分ですけれども、「対象者」を「対象児童」と訂正お願いします。

それから、その下、2 段下の方に、「対象者数」とありますけれども、これを「支給対象児童数」と訂正をお願いいたします。

それでは、子育て応援特別手当制度の趣旨の方から若干御説明させていただきます。

この子育て応援特別手当でございますが、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、多子世帯の幼児教育期における子育ての負担に対し配慮する観点から、国の平成 20 年度の緊急措置として、幼児教育期にある第 2 子以降の子供がいる世帯の世帯主に対して、第 2 子以降の児童 1 人当たり 3 万 6,000 円を支給するというものでございます。

それでは、子育て応援特別手当概要の I でございますが、対象者は、当市の住民基本台帳に記録されている、または外国人登録原票等に登録されている方でございます。

次に、受給者でございますが、世帯主に対して支給するものでございます。

次に、基準日でございますが、平成 21 年 2 月 1 日時点における住民基本台帳等上の住所地の市町村において支給することになっております。

対象児童でございますが、世帯に属する 3 歳以上、18 歳以下の子供が 2 人以上おり、かつ第 2 子以降である就学前 3 学年の子供、すなわち、第 2 子以降が平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの子供が対象となります。

次に、世帯数でございますが、住民基本台帳上で把握された世帯は 899 世帯でございます。

支給対象児童数でございますが、これも住民基本台帳上で把握された児童数は 931 名でございます。

給付額でございますが、支給対象児童 1 人当たり 3 万 6,000 円でございます。

次に、この手当の支給に際しては、所得制限は設けないこととするものでございます。

ここで、14、15 ページをお開き願います。

子育て応援特別手当の支給対象となるケースについて、何例か例示しておりますので、御説明申し上げます。

最初に、ケース①の、A さんの世帯の場合でございます。大変見にくくて申しわけないのですが、真ん中の枠内の子供でございます。左側から 1 人目、2 人目、3 人目で、一番右側が 4 人目ということでございます。

このケースでは、18 歳以下の子供が 4 人おりますが、このうち、平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの子供は 3 人で、4 人目は平成 17 年 4 月 2 日以降の生まれでございます。

このケースの場合、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの第 2 子以降の子供の 2 人目、3 人目が支給対象となりますので、2 人分の 7 万 2,000 円が支給されるということになります。

次に、ケース②の、B さんの世帯の場合でございます。真ん中の枠内は子供でございます。左側から 1 人目、2 人目、一番右側が 3 人目でございます。

このケースでは、18 歳以下の子供が 3 人おりますが、このうち平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの子供は 2 人で、3 人目は平成 17 年 4 月 2 日以降の生まれでございます。

このケースの場合、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの子供 2 人のうち、1 人目は第 1 子でありますので、2 人目が支給対象となりますので、1 人分の 3 万 6,000 円が支給されるというものでございます。

次の、ケース③と④につきましては、学校等の都合等で 18 歳以下の子供の住民登録が、父母及び 3 歳以上の就学前児童と別になっている場合の支給については、右側に記載している取り扱いになります。

それでは、13 ページにお戻り願います。

下の段の、子育て応援特別手当の概要Ⅱでございます。

申請方法から異動等までは、10 ページの定額給付金の概要に、及び 11 ページの定額給付金事務の流れ、12 ページの定額給付金対象者の異動等の例と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○佐藤管財課長

それでは、議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）について説明をさせていただきます。

- 歳出説明

○佐藤管財課長

資料 1 の 13 ページをお開きください。

各科目ごとに歳出から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 2 款 総務費

○佐藤管財課長

まず、2 款 1 項 7 目庁舎管理費で 213 万円の増額補正でございます。これは市内の公共施設のうち 14 施設について、インターネット及びラジオ放送を利用して、緊急地震速報システムを導入するための費用でございます。

ここで、恐れ入りますが 5 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございます。

一番上の項目、2 款 1 項、事業名がただいま説明いたしました緊急地震速報システム設置業務でございます。

これにつきましては、5 月下旬発注、7 月末完成見込みであることから、事業費 213 万円を全額繰り越すものです。

14 ページにお戻りください。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

次に、17 目定額給付金給付事業費 9 億 7,676 万 5,000 円の補正でございます。3 節 378 万円は、当該事業に関する職員の時間外勤務手当でございます。11 節 340 万 6,000 円は、申請書、封筒等の印刷代でございます。12 節 1,672 万 6,000 円は、通信運搬費で 677

万 5,000 円、これは申請書等の郵送料でございます。また、手数料 995 万 1,000 円は、各世帯への振込手数料及び事務補助員の派遣手数料でございます。13 節 823 万 2,000 円は、システム構築委託料、データ入力委託料等でございます。19 節 9 億 4,461 万 2,000 円は、先ほど説明いたしました定額給付金で 6 万 3,237 人分を計上してございます。

それでは、恐れ入りますが 5 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費の定額給付金給付事業 9 億 7,428 万 6,000 円を繰り越すものでございます。定額給付金の給付時期は、4 月下旬を皮切りに口座振り込みを予定しておりますので、最終的には 11 月末の終了を予定してございます。

### ● 3 款 民生費

○小川こども福祉課長

それでは 15 ページをお開き願います。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費で 3,603 万円の増額補正でございます。これは子育て応援特別手当支給事務に要する経費でございます。

最初に、3 節職員手当等の 47 万 8,000 円でございますが、これは、この支給事務に要する時間外勤務手当でございます。次に、11 節需用費の 41 万 7,000 円でございますが、申請用紙や封筒等の事務用品費でございます。12 節役務費の 60 万 5,000 円でございますが、申請書の郵送料のほか口座振込手数料でございます。13 節委託料の 33 万円でございますが、申請書の封緘業務委託料でございます。19 節負担金、補助及び交付金の 3,420 万円でございますが、先ほど説明したのですけれども、住民基本台帳だけでは把握できない対象児童も見込まれますので、その分も含めまして 950 人分を計上してございます。

ここで 5 ページをお開き願います。

第 2 表の繰越明許費でございます。

上から 2 段目の、3 款民生費 2 項児童福祉費、事業名が子育て応援特別手当支給事業、金額が 3,576 万 4,000 円を繰り越すものでございます。

なお、支給対象者への申請書の送付は 4 月上旬に郵送し、受け付け、審査決定したものを 4 月下旬の口座振り込みを皮切りに随時支給決定し、最終的には 11 月末の完了を予定しております。

### ● 4 款 衛生費

○岡田健康課長

次の 17 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目保健衛生普及費で 85 万 2,000 円の増額補正でございます。これは 18 節備品購入費でございますが、救急救命用備品として自動体外式除細動器 AED を 4 台購入するためのものでございます。

これはイベント時の貸し出し用に設置するもので、配置場所につきましては、文化センター、体育館に各 2 台ずつを予定いたしてございます。

ここで、恐れ入りますが 5 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございますが、ただいま御説明を申し上げました4款1項保健衛生費の自動体外式除細動器設置事業85万2,000円でございますが、購入手続等で年度内の完了が見込めないことから繰り越しを行うものでございます。4月末に完了予定でございます。

- 7款 商工費

- 高倉商工観光課長

続いて19ページをごらんください。

7款1項2目商工振興費でございます。1,005万6,000円を補正するものであります。

説明欄1の、商工振興支援に要する経費の19節負担金、補助及び交付金で、多賀城・七ヶ浜商工会が実施する、地域活性化プレミアム商品券発行事業に要する経費の一部を補助するものであります。

これは、国による定額給付金の支給等の景気回復に向けた緊急経済対策に合わせた地域経済の活性化を図るため、1万円で1万1,000円分の買い物ができる10%割り増し商品券を発行する計画でありまして、現在、詳細な内容につきましては商工会の方で検討しているところでございます。

ここで、恐れ入りますが5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。下から2段目の表、7款1項商工費で、事業費が地域活性化プレミアム商品券発行事業費補助事業でございます。

事業実施期間の関係から繰り越すものでございます。金額は事業費全額1,005万6,000円で、完了予定は平成21年12月31日であります。

- 8款 土木費

- 佐藤道路公園課長

21ページをお願いします。

8款4項3目公園費で111万円の増額補正をお願いするものでございます。これは強風による杉の倒木によりまして、天満宮社殿の屋根が破損し、損害賠償が発生したことから、屋根の修理費用として22節補償、補填及び賠償金として111万円を計上するものでございます。

- 鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次に、4項5目下水道事業特別会計繰出金で3,248万5,000円の増額補正を行うものでございます。

詳細は下水道事業特別会計で御説明申し上げます。

- 9款 消防費

- 伊藤交通防災課長

次の23ページをお願いいたします。

9 款 1 項 4 目災害対策費におきまして、1、災害対策に要する経費の財源の組み替えをいたすものでございます。

これは、昨年の 12 月補正予算で計上いたしました高橋地区及び市川、浮島、城南地区の災害時指定収容避難所増設に伴う災害用資機材購入費につきまして、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して購入することとなったため、財源の組み替えをいたすものでございます。

● 10 款 教育費

○伊藤生涯学習課長

それでは、次のページをお願いいたします。

10 款 4 項 3 目公民館費で 4,110 万円の増額補正でございます。これは山王地区公民館本館改修事業費で、外壁の補修や塗装、あるいは腐食している手すりの交換など、建物の外部周りの改修工事を行うものでございまして、平成 21 年度予算からの前倒し分でございます。主なものは、13 節委託料として設計業務委託が 400 万円、15 節工事請負費で 3,700 万円でございます。

次に、8 目市民会館費で 480 万円の増額補正でございます。これは文化センタートイレ改修事業に要する経費でございまして、これも平成 21 年度予算からの前倒し分でございます。

内容につきましては、和式便器 7 基を洋式化すること、それから洋式トイレ 5 基の便座交換を行う内容の工事でございます。

ここで、恐れ入りますが 5 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費の一番下になりますけれども、10 款教育費 4 項社会教育費で、山王地区公民館本館改修事業の 4,110 万円と、文化センタートイレ改修事業の 480 万円について繰り越しをお願いするものでございます。

山王地区公民館につきましては、改修設計が 7 月の下旬、改修工事は翌年 3 月末の完了を予定しております。

また、文化センタートイレ改修事業につきましては、9 月末の完了を予定しております。

27、28 ページにお戻りください。

10 款 5 項 1 目保健体育総務費で、補正額はゼロでございますが、一般財源から国庫支出金へ 200 万円の財源組み替えを行うものでございます。これは総合体育館弓道場のスライディングドア修繕料としてさきに補正した経費に係るものでございます。

● 歳入説明

○小川こども福祉課長

それでは、引き続きまして歳入の御説明を申し上げます。

9 ページをお開き願います。

● 14 款 国庫支出金

○小川こども福祉課長



14 款 2 項 1 目民生費国庫補助金 5 節子育て応援特別手当交付金で 3,420 万円の追加補正でございます。これは歳出で御説明いたしました子育て応援特別手当支給対象児童 1 人当たり 3 万 6,000 円に、支給対象児童 950 人分を乗じた額でございます。

次に、6 節子育て応援特別手当事務取扱交付金で 183 万円の追加補正でございます。これは子育て応援特別手当支給事務に要する経費に対して国から交付されるものでございまして、基本額 50 万円に支給対象児童 1 人当たり 1,400 円に、支給対象児童数 950 人分を乗じた額を加算した額が交付されるものでございます。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

続きまして、4 目 3 節地域活性化・生活対策臨時交付金で 7,190 万 2,000 円の追加補正でございます。これは先ほど市長公室長から説明を申し上げました、国の 2 次補正予算に対応した緊急地震速報システム設置業務委託など 8 事業に対する交付金でございます。

次に、4 節定額給付金給付事業費補助金 9 億 4,461 万 2,000 円につきましては、歳出で説明いたしました 6 万 3,237 人分の定額給付金に対する国の補助金であります。補助率は 10 分の 10 でございます。

なお、4 月 17 日に補助金の約 90%、8 億 5,015 万円が概算交付金という交付される予定になってございます。

続きまして、5 節定額給付金給付事務費補助金 3,215 万 3,000 円は、定額給付金給付に関する事務費に対する国の補助金でございます。なお、当該補助金の補助率も 10 分の 10 でございます。

## ● 18 款 繰入金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 1,952 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。これは各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを増額するものでございます。

## ● 20 款 諸収入

○佐藤道路公園課長

次に、20 款 5 項 3 目雑入で 111 万円をお願いするものでございます。これは歳出で説明いたしました天満宮の屋根破損に伴い、損害賠償保険による歳入といたしまして、歳出金額と同額を補正するものでございます。

以上で平成 20 年度一般会計補正予算の説明を終わります。

○相澤委員長

次に、平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算をお願いします。順次説明をお願いします。

## ● 歳入歳出一括説明

○櫻井下水道課長

それでは、歳出の方から御説明申し上げます。

38 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 3,248 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

1 の、雨水施設維持に要する経費の 11 節需用費の修繕料として、八幡雨水幹線補修の増額であります。これは地域活性化・生活対策臨時交付金の採択に伴い、平成 21 年度に予算計上していた 3,248 万 5,000 円を前倒しで計上するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

36 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 3,248 万 5,000 円の増額補正でございます。これはさきに説明申し上げました、歳出における八幡雨水幹線補修によりまして増額するものであります。

32 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。

雨水施設維持に要する経費の 3,248 万 5,000 円の繰り越しをお願いするものであります。これは、今回の補正した八幡雨水幹線補修を前倒しで行うことから、年度内の完了が困難であるため繰り越しをお願いするものであります。

なお、修理完了につきましては、平成 21 年 12 月末を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

続いて、平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）の説明をお願いします。

- 歳出説明

○佐藤管財課長

49 ページをお開きください。

歳出の方から説明いたします。

- 2 款 総務費

○佐藤管財課長

まず、2 款 1 項 6 目財産管理費で 199 万 2,000 円の増額補正でございます。この主なものは、非常勤職員 1 名の報酬で、市が所有する土地及び建物等の財産台帳を、パソコンを利用してデータベース化するための費用でございます。

- 3 款 民生費

○小川こども福祉課長

次に 51 ページをお開き願います。

3 款 2 項 2 目保育運営費で 458 万 1,000 円の増額補正でございます。これは市立保育所運営管理に要する経費の増額でございまして、平成 21 年度における公立保育所の延長保育

サービス事業の利用希望が多く、特に3歳未満児の利用の増加が見込まれることから、これに対応するため、国の緊急雇用創出事業を活用し、臨時保育士の増員を行うものでございます。4節共済費の59万1,000円及び7節賃金の399万円は、臨時保育士2名分でございます。

- 4款 衛生費

○岡田健康課長

次の53ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。補正額はございませんが、妊婦及び乳児健康診査事業費で、妊婦健康診査支援事業補助金の交付に伴う財源の組み替えでございます。

- 5款 労働費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費で、補正額はございませんが、説明欄記載1の、高校新卒者就業支援事業費につきましては、平成21年度当初で計上していた781万6,000円のうち、6カ月分390万8,000円を一般財源から県支出金への財源組み替えをするものでございます。

- 7款 商工費

○高倉商工観光課長

次に57ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費でございまして602万7,000円を増額補正するものであります。

説明欄1の、商工振興に要する経費250万円は、13節委託料で地域ブランド商品開発及び地産地消システム開発・設計業務委託料で、農商工連携による地域ブランド商品の開発、販路拡大のための地域資源の発見、発掘や市場調査の基礎的な調査を委託するものでございます。

ここで、恐れ入りますが、43ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

真ん中の欄でございまして、地域ブランド商品開発及び地産地消システム開発・設計業務委託料でございます。期間は平成22年度から23年度までで、限度額は500万円でございます。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

次に、2の、工業団地化に要する経費ですが、352万7,000円の補正増をお願いするものでございます。主なものは、7節賃金で311万3,000円の補正をお願いするものですが、これは八幡一本柳地区の工業団地化に際しまして、埋蔵文化財の試掘調査を行うものでございます。

一本柳地区自体につきましては、埋蔵文化財包蔵地内ではございませんが、近接の北東部に六貫田遺跡がありますことから、試掘調査を行うものでございます。

## ● 8 款 土木費

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次のページをお願いいたします。

8 款 4 項 5 目下水道事業特別会計繰出金で 3,248 万 5,000 円の減額補正をお願いするものです。詳細は下水道事業特別会計で御説明申し上げます。

○佐藤管財課長

61 ページをお願いいたします。

5 項 1 目住宅管理費で 2,495 万 5,000 円の増額補正でございます。その内訳は、市有建築物の建築図面を CAD 化するための委託料 1,771 万 5,000 円と、保全業務支援システムへの建物情報の入力業務の委託料 724 万円でございます。

保全業務支援システムは、財団法人建築保全センターが開発した、全国の地方公共団体が所有する建築物の保全に関する情報を管理し、施設の運用に係る業務を支援するためのシステムです。その入力業務の委託費用です。

ここで、恐れ入りますが 43 ページをお開き願います。

一番上の、建築図面等の CAD トレース業務委託で、期間が平成 22 年、限度額が 1,771 万 5,000 円の債務負担行為を設定させていただくものです。

先ほど説明しました平成 21 年度補正予算と合わせて 2 カ年で、市庁舎、文化センターを初めとした市有建築物 15 施設の建築図面約 1,000 枚を CAD 化し、今後予想される大規模改修等の事業に備えるほか、施設の保全業務にも活用していきたいと考えております。

63 ページにお戻りください。

## ● 10 款 教育費

○小畑学校教育課長

10 款 1 項 2 目事務局費でふるさと雇用再生特別基金事業として 300 万円の追加をお願いするものでございます。

まず、1、外国人による外国語指導に要する経費ですが、これは平成 21 年度当初予算に計上しております同経費のうち、小学校に配置する ALT の委託費用分について、ふるさと雇用再生特別基金事業として実施することに伴う財源組み替えでございます。

次に、2 の、学校ホームページ作成支援業務でございますが、地域に開かれた学校づくりに資するため、各地域小中学校のホームページを開設するに当たって、教職員のインターネットスキルを向上させる研修や、ホームページの作成管理の指導業務を委託するものです。

なお、事業は 3 年間で予定しており、多くの教職員に研修の受講機会を提供してまいります。

恐れ入りますが、43 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為でございますが、一番下の、学校ホームページ作成支援業務委託として、平成 22 年度から 23 年度まで、記載の限度額で債務負担行為を設定させていただくものでございます。

内訳につきましては 69 ページをごらんいただきたいと思います。

次のページをお開きください。

3 項 1 目学校管理費で緊急雇用創出事業として 462 万 9,000 円の追加をお願いするものでございます。

1 の、学校生活指導支援業務ですが、新しく中学校生活を始める 1 年生が、1 日も早く学校になれ、親しめるように、生徒指導主事の補助員を各中学校に配置しようとするもので、1 節報酬が主なものです。

なお、補助員は、即戦力となる教員免許所有者を保有したいと思っております。

○伊藤生涯学習課長

次のページをお願いします。

10 款 4 項 3 目公民館費で 4,110 万円の減額補正でございます。これは山王地区公民館本館改修事業費で、平成 20 年度に前倒しして実施するための補正でございます。

事業内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

○佐藤文化財課長

4 目文化財保護費で 560 万円の増額補正をお願いするものであります。

1 の、文化財保護管理に要する経費でございます。事業内容としましては、13 節委託料で、多賀城市内の文化財調査に係る業務委託料で 560 万円であります。これは多賀城市内に存在する有形文化財や民俗文化財、文化的景観などの文化財について調査を行い、今後の文化財行政の保存活用するための基礎データとするための資料調査で、緊急雇用創出事業補助金を活用しての委託調査であります。

○伊藤生涯学習課長

次に、8 目市民会館費で 480 万円の減額補正でございます。これは文化センタートイレ改修事業に要する経費でございます。山王地区公民館と同じように、平成 20 年度に前倒しして実施するための補正でございます。

事業内容につきましては、先ほど御説明申し上げましたので省略させていただきます。

○佐藤文化財課長

9 目埋蔵文化財調査センター費で 1,000 万円の増額補正をお願いするものであります。

1 の、埋蔵文化財緊急調査（単独）に要する経費については、財源組み替えであります。これは山王地区公民館の体育館建てかえ工事に係る発掘調査の費用において、発掘作業員及び遺物整理員の賃金について、緊急雇用創出事業補助金を活用することにしたための財源組み替えであります。

2 の、調査資料デジタル化事業に要する経費につきましては、1,000 万円の補正であります。事業内容は、13 節委託料で遺構・遺物図面や記録写真等の調査デジタル化事業に係る業務委託料 1,000 万円であります。

これは、平成 14 年度から国・県の補助事業を活用して遺構・遺物図面や記録写真等のデジタル化及び遺跡情報管理システム化の事業を行っておりますが、昭和 54 年度から実施して

いる発掘調査の成果を記録した遺構図面等の資料が膨大であるため、未処理件数も多く、今回、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用して未処理分の遺構図面、遺物図面、記録写真等のデジタル化業務と資料の整理を行う事業内容であります。

- 歳入説明

- 岡田健康課長

引き続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

47 ページをお願いいたします。

- 15 款 県支出金

- 岡田健康課長

15 款 2 項 3 目衛生費県補助金で 2,108 万円の増額補正でございます。これは妊婦健康診査支援事業補助金で、妊婦健康診査 9 回分に対しての補助金でございます。補助割合は 2 分の 1 でございます。

- 高倉商工観光課長

次、7 目労働費県補助金は 8,202 万円を増額補正するものであります。

1 節ふるさと雇用再生特別基金事業補助金として 4,969 万 5,000 円を計上しておりますが、これは先ほど公室長の方から詳しく御説明がありましたふるさと雇用再生特別基金事業分 5 事業に対する、宮城県に創設した基金から交付されるものでございます。

2 節緊急雇用創出事業補助金は 3,232 万 5,000 円を計上しております。これも先ほど説明がございました緊急雇用創出事業分 7 事業の分として、宮城県が創設した基金から交付されるものでございます。

- 18 款 繰入金

- 郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の 18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 7,480 万 1,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

これによりまして、補正後の財政調整基金の平成 21 年度末における残高見込みは、3 億 6,271 万 6,000 円となるものでございます。

次に、6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 4,590 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは山王地区公民館施設改修事業及び文化センタートイレ改修事業を、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して平成 20 年度事業として実施することに伴うものでございます。

これによりまして、補正後の教育施設及び文化施設管理基金の平成 21 年度末における残高見込額は 7 億 2,909 万 9,000 円となるものでございます。

以上で平成 21 年度一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

- 相澤委員長

最後に、平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算をお願いします。

● 歳入歳出一括説明

○櫻井下水道課長

それでは歳出の方から御説明申し上げます。

78 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 3,248 万 5,000 円の減額補正をお願いするものであります。

1 の、雨水施設維持に要する経費の 11 節需用費の修繕料のうち、八幡雨水幹線補修分を減額するものであります。これは先ほど平成 20 年度下水道事業特別会計補正予算の際に御説明した理由により、前倒しで計上したもので、これを減額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

76 ページをお願いします。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 3,248 万 5,000 円の減額補正でございます。これはさきに説明申し上げました歳出における八幡雨水幹線補修分を減額することによりまして、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は 55 分といたします。

午後 2 時 40 分 休憩

---

午後 2 時 54 分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

これより 4 議案について一括質疑を行います。本委員会におきましても、先日の予算特別委員会に倣い、多くの委員の皆さんから発言をしていただくために、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1 件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局におきましても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いいたします。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

○昌浦委員

それでは、私は、資料1の14ページ、定額給付金に関係することと、同じく資料1の20ページで、地域活性化プレミアム商品券のことでちょっと質問させていただきたいと思います。

まずもって、14ページの、定額給付金給付事業に要する経費、この中でシステム構築業務委託、これがあるのですけれども、このシステム構築とは一体どこに、そしてどのようなシステムを構築するのかというのを、具体的にちょっと説明をいただきたいと思います。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

このシステム構築業務につきましては、まず、住民基本台帳の方からデータを取り入れまして、その中で、先ほど年齢構成が18歳未満児か65歳以上かという部分を、まずそういったものを分けなければなりません。それから、あと世帯主を拾って、そこから申請書等を打ち出すような作業になりますので、そういったシステムを構築すると。

それから、この口座振り替えであるとか、それから現金支給であるかという部分のフラッグを立てるであるとか、そういったシステムを構築していただくということで、相手先は、電算のそういったシステムを開発している業者が複数ございますので、この予算が認められ次第、早速に入札を行いまして、業者を選定したいというふうに考えてございます。

○昌浦委員

わかりました。まあ、まずはどこにというのは入札で選定をするということ。

それから、システムは年齢的なものとか、世帯主とか何かを振り分けるといいますか、そういうことのシステムなのだとすることはわかりました。

そこでなのですけれども、資料2の方にちょっと触れたいのですけれども、ここに、口座データパンチというのがあります。口座データのパンチング、要するにこれはパンチというか、打ち込むということなのですけれども、この打ち込むのはだれがなさるのかなということです。これちょっと疑問なのです。職員さんなのか、あるいはこれは委託に回すのか、しかし、そのとき、委託というのはどこに、確かに委託料ではシステム構築業務等委託、この説明しかないのですけれども、この辺はだれがなさって、どういうふうな事務を進めていくのかというようなことを、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、そもそも給付事務にかかわるだろう職員の数、正職員のほかにも何か事務補助員のような方をお願いするのかどうかというあたりです。この予算書の中からは見えてこないものですから、その辺はどうなのでしょう。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

このデータパンチ入力につきましては、申請書で、まず口座振り替えが原則になりますので、申請書の中に口座番号が記入されてございますので、その口座番号と、それからその口座名義人等を業者の方に外注する予定になっております。

これにつきましては、先ほどの13節委託料の中で、システム構築業務等委託というふうなことで、等の中に含まれておりますので、金額的に一番大きかったのがシステム構築ですので、代表的な部分を紹介させていただきました。



それから、窓口と、それから申請書のチェックであるとか、そういった業務につきまして、これも一応派遣職員を考えてございまして、今のところ7人ですか、の派遣職員を3月程度こちらの方でお願いをしたいというふうに考えてございます。これにつきましては12節役務費の手数料の中で考えてございます。ここには振込手数料と、それから人材派遣会社の手数料ということで考えてございます。

それから、あと職員もできるだけ、ちょうど4月の転入・転出のこの異動の時期に、庁内各セクションの職員をお願いするというのはなかなか心苦しいところもありますので、この辺の派遣職員と、それからあと市長公室の方が一応官房という形で、いろいろその辺を仕切りをしたいというふうに考えてございます。

#### ○昌浦委員

いかにも市役所の人が書きそうな、等などという。

それで、説明の中で事務補助員という御説明がありましたね。しかし、どのくらいの人間の数なのかと思いましたが、7人ということでした。いわゆる受け付け業務というのは結構おいでになると思うのです。ですから、やはり年度末、年度初めという市の繁忙期に入っているんで、ちょっと大丈夫なのかと、確認の意味で、ちょっと最後に定額給付金で、いわゆるここに資料の2の11ページにあるような、口座振り替えの方は4月下旬にはほとんど、ほとんどといいますか、振り込まれるということで、そう私の方で承知していいものかどうかお答えいただきたいと思います。

#### ○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まさに私どもも、一応今、銀行の方といろいろ協議しているのです。多賀城市の指定金融機関であります七十七銀行が、宮城県内の各市町村と一度に口座振り替えの業務が来ると、銀行の方のシステムがパンクしてしまうということで、今現在、多賀城の場合は1回、1日につき5,000件までしか受け付けられませんというような、今、それぞれの枠が指定されてございます。

その中において、可及的速やかに給付をしたいということで、今、銀行と、「もう少しその辺、何とかならないのか」ということでの協議等はしておりますが、大体申請があってから2週間程度のデータのパンチ入力、それから銀行にそのデータを送って、銀行の方で口座振り替えするまでに2週間は見てくれというふうなことでございまして、先ほど私、4月の6日あるいは7日ごろを今目指してやっているということを若干紹介いたしましたけれども、そのあたりに来るものについては、4月中には何とか口座振り替えは可能だろうというふうに考えておりますので、市民の皆様方にもその辺案内を、今回の4月の市政だより等でその辺は案内をする予定でございまして。

#### ○昌浦委員

世帯数を見れば2万4,366世帯ですか、住民基本台帳上はそうなっているということは、理論的に言えば5日で振り込み可能ということですね、5,000件という。

しかしながら、県内各市町村、それがすべてお願いするとなったらしたら、やはり混雑するのは確かに御説明のとおりだと思いますが、なるだけ金融機関の方とお話をちゃんとさせていただいて、多賀城市の方が滞りなく、4月下旬をめどに、おおむね振り込み完了という形に持って行っていただきたいと思います。

それでは、同じ資料の今度は20ページのことですけれども、地域活性化プレミアム商品券発行事業費補助金、これは10%の割り増しということは、1,000円分を市が補

助するのだというふうに理解していいのだらうと思いますが、ちょっと御説明でもあったのですけれども、何せ相手が多賀城・七ヶ浜商工会さんでございまして、確かに12月末完了予定、当然買い物も短期間に買うものでもないので、長い設定なのですけれども、おおむねこの商品券、本来であれば、私は4月の下旬あたりに定額給付金とセットの方がいいのか、あるいはそれより少し時間差を置いた方が、商店街にとっては2度お買い物をしてもらうというのでいいのかとも思うのですけれども、まだ、いつというのがちょっと設定されていないようなのですけれども、その辺の事情をちょっと具体的に教えてください。

○高倉商工観光課長

このプレミアム付きの商品券の発行につきましては、おっしゃるように、事業主体が多賀城・七ヶ浜商工会というふうな形で取り組んでおるわけですが、今後の予定については、私どもの方と商工会の方でいろいろ話を詰めてきておるのですが、商工会としても、その機関決定をした上でないと、なかなかその取り組みというのが具体的にできないというふうなこともありまして、近々、商工会の理事会を開いて決定をした上で、具体的な対応について、内容的なものについて話を進めていくということで、商工会の方では実行委員会をつくってやりたいというふうに考えておるようです。

商品券の発行の見込みですが、一応事務的なレベルでのお話ですが、今おっしゃるように、4月下旬ごろを考えている、4月下旬から5月上旬ごろに商品券の発行を考えているというふうなことで、お話をいただいておりますが、まだ決定ではございませんので、一応その辺のスケジュールを見ながら進めていきたいというふうに考えております。

○昌浦委員

わかりました。念のために確認しておきます。この地域活性化プレミアム商品券は、当然、相手先が多賀城・七ヶ浜商工会でございまして、これと同じものを七ヶ浜の方でも予算化して、多賀城・七ヶ浜商工会の方に、補助金といいますか、交付金としてお出しになるのだということで承知してよろしいですね。

○高倉商工観光課長

そのとおりでございまして、他市町村と違いますのは、商工会は多賀城市と七ヶ浜町が合併しておりますので、ですから二つの行政区がこの地域のこの事業に取り組んでいくというふうなことでございまして、当然、多賀城市と七ヶ浜町との間で、今お話し合いを進めておりまして、七ヶ浜町の方でも今期議会に上程されているということでございまして、同じ歩調でやろうというふうなことで合意はしております。

○竹谷委員

今の件、20ページの、今、昌浦委員の質問に対して答えが出ているのですが、理事会でまだ決定していないというお話でしたね。理事会が決定されなければ、可決されなければ、この予算は使用しないというふうになるのですが、少なくともこの補正予算を計上するに当たって、理事会の決議を得た中でやるべき段取りではないかというふうに私は思うのですけれども、その辺はなぜこういうふうになっているのですか。その辺についてと、もう一つは、商工会でこれをやる場合に事務費がかかります。その事務費はどのくらい見込んでいるのか。そして、実際に1割分の経費としてどのくらい見込んでいるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○高倉商工観光課長

理事会は近日中に開くというふうなことは聞いておるのですが、こういう形に対しまして、緊急に対応しなければならないというふうなこともあって、何度か商工会の方とお話し合いを進めてきたのですが、商工会の会長、副会長さんとお話し合いをいたしております。もちろん事務局も含めて。それで、まあ商工会の会長、副会長に会議を開いていただいて、そういう方針でぜひ商工会としても取り組んでいきたいというかたい決意といえますか、そういうものを一応いただいております。

それから、商工会の方から書面をいただいております、割り増し商品券発行事業に要する要望書というのを、会長名で市長あてに出されております。したがって、そういうものをベースにいたしまして、具体的な事業展開を早期に図ろうというふうなことで、進めているわけでございます。

1割増しの商品券のプレミア分については、行政の方で支援していきましようということでございますから、1割分は行政の方で負担すると。それに事務費が約250万円程度、の事務費がかかるというふうなことを聞いておまして、それも行政の方で負担するというふうな形で話し合いを進めております。

#### ○竹谷委員

そうすると、この1,005万6,000円、今説明されたのはこの中に入っているという意味ですね。私、そういう質問をしているのですけれども。ですから、この中に事務費の250万円入って、これを計算していけば約750万円だけがこの予算で見ているという見方になるのですけれども、そういう見方でいいのですか。

#### ○高倉商工観光課長

説明不足で申しわけないのですが、先ほど言いましたように、多賀城と七ヶ浜がこの事業に両方がかかっているというふうなことで、多賀城市と七ヶ浜町で経費を出しております。それで、多賀城市分の1,005万6,000円の中には、今おっしゃるように事務経費も入れている金額というふうなことでございます。

それから、御質問にはないのですが、一応両方で、ではどの程度負担をしているのかというふうなこともお話をさせていただきますと、多賀城市と七ヶ浜町で割合を決めました。それで多賀城市が8割、七ヶ浜町が2割というふうな割合を決めております。

それで、その割合のベースにしておりますのは、世帯数割というふうな形で、その全体の経費の割合を決めているというふうな形でございます。

#### ○竹谷委員

なぜ私がこれを聞いたかといいますと、補正予算が通った、多分きょうの議会で。商工会理事会が決定をしないのに、三役は決意があるというあなたの答えですけれども、少なくとも多賀城市、我々にとって、この補正予算が決まったから、商工会でやってもらわなければいけないのだというふうにならないかということで心配しているのです。

商工会がそれだけの決意があるとするならば、理事会決定をして、こういうふうなやり方でやりたいので、多賀城市としてお願いしたい。七ヶ浜としてお願いしたい、そして対象は多賀城市の対象、商店街の対象はこういう対象だ。七ヶ浜はこういう対象、多賀城の人は七ヶ浜では買い物できませんよということをしちんとやらなければ、押しつけられはしないかと思うのです。補正予算が通ったのだからしょうがないと、やらざるを得ないのではないかと、商工会でもしっかり補助金をもらって運営しているのだから、やっていかざ

るを得ないのではないかというふうになりはしないかと、そういう気持ちになりはしないかというのが、私、懸念するのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○坂内市民経済部長

今、竹谷委員からいろいろ御心配な点などございましたけれども、これにつきましては、先ほど商工観光課長がお話ししましたように、まず補正予算などに上げる前に、多賀城地区の商工会の方から、今回プレミアム商品券を発行したいと。ついては、それにかかる助成をお願いしたいというのがありまして、そこから我々が動いたわけでございまして、今、理事会がちょっと遅くなったというのも、十分我々は、何とかもっと早くできないのかということで、竹谷委員が言いましたように、市の方から要請されてやるような意味合いで取られると大変うまくないものですので、これは商工会の方から自発的にやりたいのだということで、支援してほしいというまずその要望がございました。

それを受けまして、では実際に、この間も説明しましたが、まだ詳細は決まっています。その後、「なぜなのでしょう」というようなお話もしたところ、商工会の方では、確定申告の時期と、その個人の商店会の人たちの応援をしなければいけないというお話がございまして、市としましては、その詳細なところを待っていたのですけれども、先ほど課長がお話ししたように、理事会の方は後からということなのですが、理事会が終了すれば、もうすぐさっと動くというような情報は得ておりますけれども、ひとつよろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

○竹谷委員

それは理解はしないわけではないですけれども、私は、組織から組織への要請であれば、ではルールが、順序が逆ではないかと。三役の責任問題になってしまう。逆になると。理事会で決定して、多賀城市をお願いしたいと。それを受けて多賀城市がやったというのであればわかる。今、三役の並々ならぬ決意だから、そういう道に行ったというのは、では、どこでもこういうものをやるときに、三役が並々ならぬ決意をしていけば、応じていくのかという問題も出てくる。やはり組織の最終決定、執行機関というのはそれぞれあるわけですから、その役目、決議というものは私は大事ではないかと。また、それを担当所管であるところが指導していくのが私は大事ではないかと。その辺の指導をきちんとしていくことが大事ではないかと。受けることはいいけれども、理事会できちんと整合性がとれているのですかと、この補助金の補正が決まってから理事会で決めるというのは、私はおかしいと思う。やり方として。もう決めてしまったのですから、しようがないでしょうと部長がおっしゃられるのであれば、まあそれなりに、理解はできないのですけれども、やり方がおかしいと思いたすがいかがですか。

○坂内市民経済部長

我々もその辺は十分悩みました。実際に補正を上げる、商工会としての意思がきちんと確定するまでというのが、理事会なのだというようなお話があったもので、その理事会をもうちょっと早くできないかとか、いろいろ協議もしております。

それで、先ほど言ったような事案があったものですので、この臨時議会後にその理事会を開催することになったのです。本来、我々はもうその前に、市内部としまして、早くその商工会の方の意思といいますか、確認はしているのですが、きちんとしたもので手当てをうちの方ではとっておきたいというのも、確かに竹谷委員がおっしゃるように、我々もそれは確保したかったということでございまして、御理解願いたいと思います。

○竹谷委員

それはやっても水かけ論になりますからあれですけども、少なくとも今言ったことを、私は指摘しておきたいと思います。少なくとも、その組織の執行決定機関が確認をしないものを、極端に言えば、三役さんが並々ならぬ決意だから、要望書が上がったのでやったということでしょうから、それは役所としての立場として、そういうものもあったのでしようけれども、やり方としてはおかしい。組織対組織の場合は、やり方というのはおかしいと、私はそう思いますので、この問題についてはその辺を指摘しておきます。問題が起きたときには、そういう指摘があったということをよく肝に銘じてお話し合いをしていただきたいと。ですから、あくまでもこの補正予算が通ったから、商工会でこの事業をやらなければいけないのだという認識の中で、商工会の理事会で議論されることだけはやめていただきたいと。商工会理事会のみずからの意思で進めていくのだという決意をしていただくような仕組みをとってほしい。それだけは私の方から、ちょっと危惧しますので、お話をさせていただきたいと思います。

次に、発掘調査の関係、58ページの発掘調査ですが、ここは埋蔵文化財は6款でやるのはちょっとわかっておったのですけれども、これをやるには、たしか田んぼですよ。田んぼの借上料を計算しておかないと、発掘できないのではないのかというふうに思って、ちょっと今、6款であるのはわかっていたのです。たしか高速道路のあの周辺、高崎分のあたりだと思っていましたけれども、その土地の借り上げは考えないで発掘するというやり方をとろうとしているのでしょうか。

#### ○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

まず、発掘について、試掘についてでございますけれども、時期につきましては収穫後の10月半ばからしたいというふうに考えてございます。期間として約2カ月ということで、こちらにつきましては、今のところ地権者の方の同意を得ながら、将来的な土地の利用ということもございまして、発掘をさせていただくということで、借り上げということまではちょっと想定はしてございませんでした。任意の協力をいただきながら、発掘を進めていくというふうに考えておりました。

#### ○竹谷委員

これは、プロジェクトチーム、わかるのですけれども、これをやられると田んぼがつかれないのです。現実的に。ですから、補償として減反をやるからいいというのかわかりませんが、例えば耕作者とすれば、1年間の収入の補てんを補償とか何かの問題は出てくる可能性がなきにしもあらず。普通のところならいいのですけれども、掘ってしまうものですから、トラクターが埋まってしまって入らないのです。現実的に。

1例だけ申し上げます。城南地区で発掘をやりました。今のヤマザワのところ。重機が3時間でどぶ田になっているので埋まり込んでしまって、大変な目に遭う。ですが、たまたま城南の場合は造成工事をやる時だからよかった。ここの場合はそうでないので、その辺ちょっと危惧をするので、その辺も含めて地権者ときちんと話し合いの中で進めた方がよろしいのではないかと、老婆心ですが思いますけれどもいかがなものでしょう。

#### ○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

過去においてそういう事例があったということは承知しておりました。今回お願いするのは、人手を余計多く使って、手掘りで試掘をするという方策を考えてございます。機械掘りと違いまして、重機の入る箇所が非常に狭いということで、手掘りの場合、さほどその翌年度の耕作に影響を及ぼさないであろうということで、冬の期間を利用して、お借りして試掘をするということを考えてございました。

実際、実務におきまして、翌年度以降の収穫の影響等も今後検討していきながら、進めていきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ひとつ十分注意をしてやっていただきたいと。

ちょっとこの給付金の関係で、私、国の今回、政策予算でこのようになってきた。新聞を見ると、地上デジタルの関係についても、きょうの新聞にも出ております。私は、給付金そのものは、国会で決まったことですからとやかく言いませんが、国の財政の厳しい折に、そして、地域の活性化ということを求めるとするならば、個人消費の喚起も大事だと思いますけれども、個人消費が喚起されるような事業を促進していくという方策も、政策としては大事ではないかと、ずうっと見ていました。

そういう意味で、参考までにお聞かせ願いたいのですが、約9億5,000万円、これが地方交付金として多賀城に交付された場合に、通常の事業をやるとすれば、どれぐらいの事業費が見込まれるでしょうか。

○伊藤市長公室長

ただいまの竹谷委員の質問は、通常の工事なり事業なりを、国の補助を受けてやった場合ということによろしいでしょうか。通常の補助事業でその2分の1が国費で、起債が55%充当されるとしたならば、約42億円程度の事業が組めるのかというふうには考えてございます。

○竹谷委員

42億円あれば、小学校2校新築できるぐらいの、教育の場合はもっと補助率が高いですけれども、が一つ考えられる。それから、多賀城市が今、経済活性化も含めて自主財源を確立しようということで、いろいろあります。一本柳の工場をつくる造成の問題についても、それはいろいろな議論があります。あなた方が出した市道高橋八幡線、それから計画道路新田南錦町線、南宮北福室線、これらについては、これだけの資金があったら優に1年か2年度計画で完成できるだけの財源は生み出せるのだという、私は認識を持っているのですがいかがなものでしょう。

○伊藤市長公室長

その件につきましては、さきの説明会でも、例えば事業費が国費が入れられた場合ということで、一本柳地区に導入する道路の整備であるとかは可能であろうと、このように試算からして、説明会でお出しした資料からしてもそれは可能かと思えます。

○竹谷委員

今、法律で、国で決まってきたことですからあれですけれども、たまたま国の財政の有効活用と地域の経済活性化を求めるとすれば、このような金の使い道というのも、私は邪道ではない。そういうことも一つの財政を確実にするためには、そのような財政の配分をやってもいいのではないかという、まあ意見を持っていたものですから、波及効果についてお伺いさせていただきました。9億5,000万円だと約42億円波及効果はあるということととらえて、この質問を終わりたいと思います。

○佐藤委員

58 ページの、工業団地化に要する経費のところ、本予算が終わって、直後に補正予算が出てきたということで、その辺をちょっと説明してください。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

先ほどの竹谷委員の御質問にも若干関連するところがございますけれども、当初、想定で私ども考えておったのは、重機を使用しての試掘ということを考えておりました。確かに重機を使用すると、翌年次の収穫に大変影響を及ぼすということで、金額的には重機を使うと非常に、非常にといいますか、安価な価格、恐らく 100 万円程度で済むであろうということをご想定しておりました。

ただ、その逆なところを言えば、金額は低いのですけれども、地権者の方の同意が得られるかどうかというのが、非常に難しいであろうということで、来年度ですか、できるのはなかなか難しいのではないかとこのように踏んでおったところがございます。

したがって、そういう意味では、当初、試掘自体、重機を使用しての試掘自体はもう少し先であろうというふうに考えておったのですけれども、このたび緊急雇用の関係で、人力を使って、田んぼに優しく試掘をできるのだという方策が一つ出てきましたので、多少金額は張るのですけれども、県からの補助金をいただいて、全額執行ができるということで、その辺の両てんびんにらみ合わせた上で、今回補正をお願いしたという次第でございます。

○佐藤委員

何回もこうやって細切れに出てくるのかというふうに思ったのです。見たときに。大枠の大きな予算は発表されていますけれども、結果的に膨大なものになるのではないだろうかというちょっと不安を覚えたものですから、再度お聞きしたのですけれども、その辺はきちんと、やると決めたらやるのでしょから、いたずらに予算がふえないような、検討する場所ではきちんと検討できるような、そういう予算を作成していくべきだというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○藤原委員

14 ページの、定額給付金ですけれども、実務的なことをちょっとお伺いしますが、国の 2 兆円という数字に該当する数字は 9 億 7,676 万 5,000 円ということなのでしょうか、9 億 4,461 万 2,000 円ということになるのでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

定額給付金そのものと、それに関する事務費も両方含んでというふうな考え方でございます。

○藤原委員

そうすると、国の 2 兆円というのに該当するのが、多賀城では 9 億 7,676 万 5,000 円だということになりますね。

それで、これが不評な理由の一つに、その給付額に対して事務費が非常にかかり過ぎることが、不評な理由の一つになっています。

それで、そうすると、いわゆる国レベルでは事務費が 820 億円ほどかかるというふうに言われているのですが、820 億円に該当する数字というのは、多賀城では 3,215 万 3,000 円なのだというふうに理解していいのかということです。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

そのとおりでございます。

○藤原委員

それから、16 ページ、子育て応援特別手当支給事業、これは私は大変大事なことをやったなというふうに思っているのです。厚生労働省の 2007 年調査で、国民生活基礎調査というのがありまして、児童のいる家庭の 63.4%が「生活が大変苦しい」、あるいは「苦しい」と答えてまして、母子家庭では 85.1%が「生活が苦しい」というふうに答えているのだそうです。そういう点から言うと、非常に重要な施策だというふうに思います。

それで、ただ、理解できないのは、なぜこういう年齢制限がされるのかということなのです。第 2 子から出すのは、何か頑張って子供さんを産んでくださいというようなことかなというふうに思うのですけれども、なぜこういう年齢制限があるのかというのがよくわからないのですけれども、御説明をお願いします。

○小川こども福祉課長

国の方から説明を受けている分をちょっと御紹介申し上げますと、一般的に就労家庭か否かにかかわらずに、保育所または幼稚園に子供が共通して通う年齢が、まず小学校就学前の 3 年間であるということがまず一つの前提になったようです。

それから、あと、ゼロ歳から 2 歳の子については、別途、児童手当制度において乳児加算というのですか、一律 5,000 円加算が既に行われているということなどを総合的に勘案して、小学校就学前の 3 年間というような考え方で、今回の制度設計がされているというふうに聞いております。

○藤原委員

それで、それでは、なぜことし 1 回きりなのかという。要するに、3 歳未満の子供については児童手当で加算しているからということなので、それは児童手当で恒久的に出ますね。ですけれども、これは 1 回きりですね。なぜ 1 回きりなのかというのが、私わからないのですけれども。選挙前でないとやらない制度なのですか。

○小川こども福祉課長

昨今の厳しい経済情勢を踏まえた考え方でということなので、今の段階ではまだ平成 20 年度限りといいますか、20 年度の時限的な措置というふうな考え方だと思います。

○藤原委員

よくわからないですけれども、出る限りはうれしく皆さんはいただくでしょう。

それから、39 ページの、八幡の雨水幹線の件ですけれども、ちょっと私、聞き漏らしたかもわかりませんが、予算委員会の質疑の段階では、まだどういう工事をするのかというのが定まっていなかったような気がするのですが、それを前倒しで平成 20 年度事業でやるというふうになると、もう既にどういう工事をやるのかというのは、明確になっていないとおかしいですね。それは私の聞き間違いですか、どうですか。

○櫻井下水道課長

今回補正で上げさせてもらったのは、あくまでも今現在の壊れている箇所の補修ということとで上げさせてもらっています。



○藤原委員

最後にもう1点。68ページ、いろいろな国の制度を使って、埋蔵文化財等でもいろいろ事業をやるということですね。それで、これちょっと検討してほしいのですが、山王小学校の学校日誌も、多賀城小学校の学校日誌も、いわゆる埋文の管理になって、今、写真撮影をやっているという話なのです。

それで、十分、不十分はあるかと思うのですが、多賀城小学校の学校日誌の方は、既に10年前に多賀城小学校の先生が夏休みに持ち帰って、学校日誌を打ち直して、活字になった状態で見れるようになっているのです。

ところが、山王小学校の方はそういう作業は全然やられていないのです。それで、こういう資金を活用して、昭和の初めからの山王小学校の学校日誌を活字化する、そういう作業はできないものだろうかというように思っているのですがいかがなものでしょうか。

○佐藤文化財課長

今現在、山王小学校と多賀城小学校の日誌については、多賀城小学校のは一応残りの10冊について今後撮影していくのと、あと、傷みぐあいの確認作業を今後していくという形になっております。

今のお話しされた活字化については、ちょっとその辺については、今後検討させていただきたいと思います。

○藤原委員

今後ということは、今度の事業の枠内では無理だということなのですか。要するに、写真撮影と打ち込み作業というのは別に矛盾していないのではないかと。写真作業が終わったものについて、どんどん作業をしていけばいいのではないかと思うのですけれども。

それとも、何といえますか、もう既に使い道がすっかり決まっていて、そちらに回る金はないということなのですか。

○佐藤文化財課長

今回の緊急雇用あるいは再生の中では、委託調査という形にしていますので、それについては今回考えてはいなかったところであります。（「金は浮いたわけですからね」の声あり）

○吉田委員

68ページ、文化財の保護の関係と、資料のデジタル化についての2点伺います。

大事な事業をこのような制度を活用して取り組まれることは、極めて重要なことだと理解しております。

一つお伺いしたいのは、前段には、この文化財の保護の関係で、有形文化財や民俗資料をいわゆる保護管理するということですが、市内のいろいろな分野のことにに関して、トータルにどのような形でデータなどを集約しつつ、これらの業務委託に努められるのかについて説明を願います。

それから、もう一つは、この調査資料のデジタル化ですが、以前、先ほど紹介もありましたけれども、平成14年から何年間に分けて、この資料のデジタル化の事業に取り組んできたわけですが、いわゆる昭和54年からの発掘調査の資料全体でありますけれども、

ども、未処理のいわゆる分について、今回取り組まれるということですが、この事業によって全体未処理のデータが全部デジタル化されるということになるのでしょうか伺います。

#### ○佐藤文化財課長

まず初めに、文化財保護管理に関する関係で、今回文化財調査業務委託をするわけなので、その調査項目につきましては、有形文化財調査と文化的景観調査と、民俗文化財調査を考えております。

その中で、有形文化財としましては、石像物の調査、主に碑ですが、石像物の調査を考えております。次に古文書の調査、神社仏閣の調査、さらには近代化遺産調査、一応この4点について、有形文化財については考えております。

次に、文化的景観調査につきましては、道路、地割、水路、河川などについての現況確認を中心とした調査を考えております。この道路については、東街道とか塩釜街道、東山道といったものを考えております。

民俗的調査につきましては、多賀城の食についての調査、栽培作物調査、屋号についての調査などを考えております。

2番目の、デジタル化の未処理の件数なのですが、現在までに平成14年から実際20年までやってきた中で、入力遺物の、遺構図面、遺物図面、あるいは記録写真などがあるのですが、そのデジタル化についてはトータル6万6,000ほど実施しております。

また、これからしなければならない枚数としては約6万8,000枚あります。その中で特に記録写真が5万枚ほどあります。遺構図面、遺物図面については約1万8,000枚ですが、記録写真が現在まだ5万枚、合わせて6万8,000枚、これからしなければならないところ です。

それで、今回、平成21年度につきましては、遺構・遺物の実測図スキャニングを1,500枚、さらに写真スキャニングを1万枚、さらに今回、収蔵資料の確認作業をあわせて行うという内容になっております。（「終わるの、終わらないのということです」「いいです。わかりました」の声あり）

#### ○吉田委員

前段の関係については、今、その調査項目の内容を伺いました。極めて基礎的な大事な調査なので、その取り組みについて今後とも関心を示していきたいと思って伺って、拝聴しておりました。

それから、2番目の関係については、ということで、未処理のケースが相当膨大にあるということで、なかなか対応が大変だと思います。相当な量ですから。

かつて、先ほどもちょっと触れましたけれども、たしか3カ年間の継続事業で、デジタル化に国の補助なども受けながら取り組んできた経過があって、この際、また同様の取り組みを図られるということでありますけれども、今後のことについて、考えていることについて、どのような形で全体をデジタル化していきながら、この事業を達成していくかという見通しについてぜひお聞かせ願いたいと思います。

なぜこれを伺うかというと、いわゆる多賀城で持っている大変大事なこれまでの資料であるわけですから、また多賀城でなければ、全国や世界に発信できない財産であるわけで、この多賀城の存在をいわゆる言いあらわしめる貴重な財産であるということからして、今

後の全体的なこの事業のめどをつけるということが、本市にとっても極めて情報発信の大切な柱の一つだろうというふうに認識している立場から、改めてその全体の計画の達成に向けた取り組みについての所見を伺います。

○佐藤文化財課長

デジタル化の内容に今後の処理の関係なのですけれども、平成 22 年、23 年、一応 3 力年にわたって実施していくわけなのですけれども、22 年には遺構図面化 3,000 枚とか、あるいは写真が 3 万枚、あるいは 23 年には写真を 2 万枚、あと遺跡管理システムのカスタマイズとか、そういうものをことしから 3 年かけて、22、23 年にかけて考えております。

また、この活用について、また今後、これを処理が終わったあとの活用につきましては、埋蔵文化財センターの展示室、あるいは史遊館の方で、端末機、パソコンを通して、画面を通して市民の方に遺構・遺物などの発掘調査の状況を資料提供できるような、そんな形で今後考えていきたいと考えております。

○竹谷委員

1 件だけ。確認です。56 ページ、財源の組み替えですから、補正では余りあれなのですが、この高校新卒の関係、現在どういうふうになっているのか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

さきの 2 月の説明会以降の経過でございますが、2 月の時点では、2 市 3 町内の高校に在学している多賀城市内に住所を有する生徒さんを対象に募集をしたところ、結果として 3 月 15 日現在で 2 名の応募がございました。

内訳は、多賀城高校から 1 名、それから貞山高校から 1 名の応募がございまして、先週、3 月 12 日に面接を終えてございます。それで、各高校、それから本人あてに採用の通知は発送してございます。

今回、当初では 6 人分を一応見ていたわけでございますが、4 人の枠がございまして、追加募集としまして、今回は高校を限定しないで、市内に住所を有する者については、4 月の広報誌、それから市ホームページで募集をしていきたいと思っております。5 月 1 日からの採用を計画してございます。

○竹谷委員

これから多分、新卒の人はこれからはみずからのあれで、ばんばん、ばんばん厳しさが来るのではないかと思います。そういう意味では、大変恐縮ですが、国の補助金の問題もありますので、これらを活用して、一般財源を組み替えたということですから、この一般財源をこの対応に使用しながら、今言った 6 人の限定枠ではなく、もし応募があれば、その都度やはり対応していくということが、今大事なのではないかというふうに思うのですけれども、その辺の柔軟な対応を求めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

当初のその募集の段階でも、2 市 3 町の方の高校在学の方が、就職が決まっていない生徒が十二、三名ほどございました。その中で、我々は各高校を事前に訪問しまして、就職担当

の先生といろいろなお話をしてございます。その中で、実はその3月1日でもう高校は卒業してございますが、その就職が決まっていない生徒については、4月以降もその学校の方で、責任を持って正職員に採用させるということで取り組むのだということも受けまして、今回、その2名の応募しかございませんでした。

そのようなことも含めまして、今回追加募集するわけでございますが、一応4人の枠は取ってございますが、なおその4人以上の応募があった分については、その辺は柔軟に対応していきたいと思っております。

○竹谷委員

ひとつ今度は多賀城在住の高校卒業ということですので、そういう方々が、私立も対象になってきますので、多分ふえてくるのではないのかというふうに思いますので、ぜひ、今、次長がおっしゃられましたように、柔軟に対応していくという姿勢ですので、ぜひともその辺で対応をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○板橋委員

最初に、58ページの、工業団地化に要する経費の発掘の話、先ほど出ていましたが、これは手で掘って試掘、素掘りになると。広さと深さと、何カ所ぐらい予定されているのか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

まず、幅が2メートルでございます。長さが75メートル、深さは40センチの、トレンチというのですか、試掘溝を8条ほど掘る予定にしております。

○板橋委員

幅2メートル、長さ75メートル、深さ40センチ。田んぼというのはある程度盤というのがあるのですが、その辺で40センチ掘った場合、次の年の耕作に対して何ら支障がないのか、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

まず、深さ40センチでございますけれども、現在の水田の耕作土あるいは床土の厚さを考えますと、40センチ程度が路盤というのですか、基盤の下の方に入っていくだろうというふうに考えてございます。一応40センチ掘ることによって、底の部分が壊されるということで、影響は多少あるかとは思ってございます。

ただ、これ機械でそのまま埋め戻すだけではなくて、人力でもって固めながら埋め戻しをするということで、機械掘りよりは手掘りの方が影響が少ないという話は聞いておりましたけれども、具体的に翌年、どういう影響があるかまで、これは今後ちょっともう少し文化財の方と協議を進めていきたいというふうに考えております。

○板橋委員

そうすると、翌年に影響があるかないかというのは、文化財の方とこれから話を詰めて、10月に作業ができるのか。

ただ、過去に、あれは山王の方でしたか、旧堀が、昔、堀があったということで、幅は狭いけれども、縮図された経緯、それでもって多少史跡の面積がふえてきているのですか、そういうのが去年、おととしに作業されています。

その場合、時間がかかるので、作業に埋め戻しするとき、重機の小さいのを使いますという話があったのです。それは無理だということですが、これだけの幅で、深さ持って行って、手掘りして、手で埋め戻して、どれだけその田んぼの盤を復旧できるのか。やはりもう少しそれは専門的な見地から調査、話をしてもらわないと、それを進めないと、次の年はできませんよ、これ。そうなった場合、先ほどどなたか委員がお聞きになったように、補償するののかということ、やはりその辺まで最初からシミュレーションして作業に当たらなくてはいけないのかと私は思うのですが、その辺、再度お伺いします。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

機械掘りで過去に文化財の方で試掘をされたという事例を聞き及んでおりまして、その際にはやはり重機が入れなくなって、翌々年機械が入れなくなってしまったということで、影響があったというお話は聞いてございました。

したがって、そのときの問題点として、機械掘り、重機掘りではなくて、手掘りの方がそういう影響が非常に少ないというお話を聞いておたものですから、今回、人力を利用した形での埋め戻し、試掘という方向で考えてございます。

ただ、もう少し具体的に、これは実際に試掘に入る場合には、当然、地権者の方の御了解も必要になってくるということで、その辺、場所もいろいろ確認をしながら、地権者の方とも相談しながら、文化財とも相談しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○板橋委員

この作業期間は10月、農作業が終わった後に行うというふうな形でお話しされていますが、大体期間的には何カ月ぐらい予定していますか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

期間的には2カ月間を予定してございます。10月に始まって12月末ぐらいまでというふうに考えてございます。

○板橋委員

では、次に、2の資料の定額給付金と子育て応援特別手当の、基本的には口座振り込みにしたいということで、先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、銀行はどこどこ今、その手続のための交渉をされていますか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

すべての、それぞれの方々、銀行口座、いろいろな銀行さんの口座をお持ちでしょうから、そのすべての銀行口座に振り込めるようにしたいというふうな考え方で、ただ、会計課の、一番最初通るところが七十七銀行になりますので、そこが一応代表ということで、そこを話を進めているところでございます。

○板橋委員

そうすると、七十七と話を進めているということ、でも、個人によっては別な銀行に最初からお願いしたいということもあるのではないですか。私、予算審議のとき、副市長の方にちょっとお聞きした経緯あると思うのですが、その辺でなぜもう少し数行を対象として、最初から交渉をしないのですか。その辺。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

すべての銀行に振り込みが可能ないようにしております。ただ、一番最初が多賀城市の方で、入り口となるのが指定金融口座である七十七銀行からほかの銀行の方に振り込みができるように、話を進めているということでございます。

○板橋委員

それはある程度、余り市民と、送金先の銀行に対してのトラブルのないようにしていただきたいと思います。

既に、こういう定額給付金のお話があったとき、もう現金でお渡しした自治体がありますね。それは人口、世帯数が少ないところなのですが、そのようにもう既に終わっているというところもあるものですから、やはりこういうものは早目、早目の対応をしていくような形で、特に多賀城市の行政はスピーディーに事を進めるということで、何か比較的良好な方向で有名になっているようですから、その辺勘案しながらやっていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、58ページの、商工振興に要する経費の地域ブランド商品の開発、農商工連携の形でやっていきたいというふうな説明があったのですが、なぜここに来て、そういうことの発想になってきたのか。既にいろいろな多賀城地場産品というような形で、「おいしい食べ物」とかともう既にやっておられるのですが、なぜ今まで農商工連携で最初から話し合いのテーブルにつけなかったのか、その辺だけお聞きします。

○高倉商工観光課長

農商工連携、全然やっていないというふうなことではもちろんございませんで、さらにそれを進めていきたいという考えです。

委員も篤と御存じだと思いますけれども、今、商工会で2年ほど前からいろいろ新しいブランドづくりなどもやりながら、要するに生産者とそのつくる方々の新たな連携づくりというようなことも、最近そういう声も非常に高まってきているというふうな状況をかながみて、この機会にさらにその販路拡大も含めた事業として展開をしてみたいというふうにご考えておるわけでございます。

○板橋委員

それでは、今現在、予約でお電話して食べに行くようなことのないように、この辺は十二分に農商工連携される中で確立、ちゃんとして、お店に行ったら、注文したらすぐ食べられるというふうな形になるように、結構いい予算で、費用をかけてこれから地産地消システム開発などやっていくのですから、その辺を十二分をお願いしたいと思います。

○相澤委員長

ここで休憩にしたいと思います。一応確認します。あと何人ぐらいいらっしゃいますか。はい。やはり休憩いたします。10分まで休憩します。

午後4時00分 休憩

---

午後4時09分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

○松村委員

では2点お伺いします。

まず初めに、今回の第2次補正関連法が成立したことを受けまして、本市におきましても、多賀城市民の安心・安全、また景気対策に向けまして、今回、さまざまな補正をされました御努力に対して、まず敬意を表したいと思います。

2点なのですが、1点目ですけれども、定額給付金の件でお伺いいたします。これはかなり国民的な議論を呼びまして、七十数パーセントの人が反対という中で、政府としてもぜひ必要な対策ということで、景気対策ということで、今回成立をした経緯がありますけれども、国会の方でも話題になっておりますけれども、受け取る、受け取らないとかというようなそういう議論もかなりありました。

そういうところで、やはり市民の中にも、そういうところから、受け取らないという方も出てくるのかというふうに考えられますけれども、いると思いますね、そういうことに関して、自治体におきましては、そういう方に対しましてはふるさと納税的な部分で、皆さんに啓蒙して、できたらそういう方はそちらの方というような呼びかけをされている自治体もあると聞いておりますが、本市の場合はその辺に対しての対策というものは何かお考えだったのかどうかお伺いしたいと思います。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、今回の定額給付金なのですが、これは当然に黙っていてももらえるものではなくて、申請主義になります。

今、どうしても何らかの考え方であって、自分は遠慮するという方は、多分申請なさらないのかとも思います。

ただ、本市といたしましては、少し様子を見て、申請が終わっていない方につきましては、実際その方に申請書が届いているかどうかということも含めまして、また、さらに、「まだ申請を終わっていないのですけれども、ぜひ申請してください」という呼びかけはする予定になっております。

それでもなお申請なさらないという方は、多分そういうふうなことで、自分から放棄したのかというふうなとらえ方をせざるを得ないのだろうと考えております。

さらに、あと、ふるさと納税につきましては、一応定額給付金は定額給付金として、昨年からはホームページ等でふるさと納税制度に関してはいろいろ案内しておりますので、これはこれとして、またさらに皆さんに呼びかけをしていく、そんな段取りになってございます。

○松村委員

そのとおり、申請しなければ、結局国に返すような形になると、受け取らない方は、やはりそれではもったいないですので、せつかく9億4,000万円近くのものが多賀城市に入るわけですので、ぜひその辺も状況を見ながらPRしていただいて、その辺も策を講じていただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

あと2点目なのですが、先ほど板橋委員の方からもお話がありましたが、58ページの、地域ブランド商品開発及び地産地消システム開発設計業務委託料というところの件な

のですけれども、本当にこれは本市にとって長年の課題だったのですけれども、今回ようやく予算づけをしまして、業務委託をするというような内容だと思いたいますが、これは業務委託ということは、何かそのような業者に、プロ的な方をお願いするということなのかどうか、もう少しこの辺、業務委託ということに関してお話しいただきたいと思いたいます。

○高倉商工観光課長

先ほどの御質問があつたのですが、地域ブランドに対する取り組みについては、商工会が先行的にもう実際事業展開をやっております。

したがいまして、私どもとしては、やはり商工会と一体となつて進めていくというふうな考えでございまして、まだ決定はもちろんしてございませぬけれども、商工会も相手先として考えてございまして。

○松村委員

では、この業務委託というのは、今考えているのは商工会をお願いするという形を考えているのですか。

○高倉商工観光課長

はっきり言うとそういうことになつてます。

○松村委員

私は、もう少し専門的にいろいろ勉強されている業者というのがあると思いたいますので、そういうところにするのかというような思いで期待をしておつたのですけれども、やはり商工会でも、何年も前からやっているのは私も存じてございませぬけれども、やはりもう少しプロ的な目というのですか、そういう方の目線と言おうか、そういう意見というのにも必要かと思いたいますので、丸投げではなく、もう少しその辺も研究されて、委託していただきたいというふうに思いたいますがいかがでございませぬか。

○高倉商工観光課長

丸投げというふうなことではございませぬ。そして、委託先の問題もいろいろあると思いたいますのですが、やはり地場産品をいかにブランドとして売り出していかんかとか、あるいは、その農商工連携と言つたのは、やはり商業だけでなく、農業の方々もやはりそれで活力を生み出すような、そういうシステムを考えていかなければいけないし、それから、市内の商工の方々も、その中で、消費あるいは販売にかかわっていくというような、そういう大きな意味での流通の経路だとか、そういうことも含めて考えてございませぬので、これは全然他市町村の何か聞いたこともないような委託先ではなくて、むしろ地域の中でそういうことを展開していった方が、より効果的であろうというふうに考えてございまして、したがつて、その商工会が最も今のところでは適任ではないかというふうに考えてございまして。

○根本委員

資料2の2ページに、国の生活・経済対策を受けて、市の対応（全体像）ということが載つてございまして。

特に、今話題になつてございませぬ定額給付金、もう4日に国で決まつて、5日には青森のどこかの村でもう手渡しをして、喜んでいるというそういう姿も報道されました。



市民の皆様にお聞きしますと、やはり、「いつ出るのでしょうか」とか、「早くいただきたい」という、そういう御意見がございます。そういうことで、待ちに待っているというそういう状況にあるのかとこのように認識をしております。

まず、その定額給付金なのですけれども、この定額給付金の支給の目的、これはどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

定額給付金の支給の目的でございますけれども、今回、景気後退が非常に大きいということもありまして、非常に市民の方々が不安を持っていると、そういったことがありまして、家計にできるだけ定額給付金を利用させていただいて、消費拡大をしていただくと。それによって地元の地域経済の活性化を促していきたいと、そのあたりが目的だというふうに我々はとらえております。

○根本委員

そうだと思います。昨年のあの国民の生活状況を見ますと、原油高騰に伴って非常にまず燃油が高くなったと。それから資材も高くなった、業者も大変になった、また物価も非常に上がってきたと。前年度比、去年の話ですけれども、7月、8月ごろで生活必需品というものが前年度比6%も上がったということで、もう毎日、連日報道されていまして、もう物価高で大変だと、こういう状況にあった。

そういう中で、やはりその対策として定額減税をやろうという話になって、まとまったのですけれども、9月に、御存じのようにリーマン・ショックがあったと。世界的な金融危機と経済危機になったと、日本も例外なくそのあおりを受けたということで、一つ目は、最初生活支援という側面と、それからやはりその景気の下支えをしなければいけない、きっかけをしなければいけない、こういうことと、定額減税ならば非課税世帯がいただけない、こういうことがあるので、生活が大変なところに恩恵がいかない、そういうことで定額給付金になったと、このようにこう理解しているのですけれどもいかがでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

そのとおりでございます。

○根本委員

今、世界的にも、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、もう給付つき定額減税、こういった形、同じような形ですけれども、それが世界的な潮流となっております、この間、調査でも、「この定額給付金を何に使いますか」という何か調査があったようで、7割ぐらいいは「消費に回したい」と、「使いたい」とこういうお話なのですけれども、担当者としては、この給付金が多賀城市に支給されたならば、どういう経済効果があるかということで認識をされていますか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

地元ですできるだけ、地域経済の活性化という点では、プレミアム商品券であるとか何かということで、先ほどちょっといろいろ議論ありましたが、そういったものがすべからく売れ残りがなくなっていくだけであれば、それだけ地元にお金が落ちるのかというふうなことを期待しております、行政側としてはそういったものを着実に一つ一つこなすことによって、地元の経済活動が活発になればというふうには考えておりますが、その辺がどの程度かというのは、ちょっとなかなか試算が難しいかというふうには思っております。

○根本委員

地元の商店街、少しでもこの機会に活性化になればと御期待したいと思います。

それで、市の対策として、3ページにいろいろまとめて全体像が載っております。これで果たしていいのかという問題です。国においても新年度予算が成立したばかりですけれども、もう1次補正を考えているということで、やはり多賀城市ができること、この経済対策というものを、もっとやはり打ち出していくべきであろうとこのように思うのです。

例えば、前倒しの事業で、平成20年度に振り分けた事業の先ほど説明がありました。今度は21年度の事業で、もう来月から始まりますけれども、公共事業などもやはりその前倒しをして、今、業者さんも非常に大変だと、そういうこともございますから、少しでも前倒しをして事業をして、経済対策にするとか、いろいろやはり検討すべきではないかとこのように思いますがいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

そうですね。今お話があったように、前倒しで、できればその地元の方にそういう工事もできれば早期に発注をして、そういう受注の機会をふやしていきたいというふうには考えてございます。

○根本委員

それから、子育て応援特別手当なのですけれども、1年だけの支給ということで、先ほど藤原委員がおっしゃったように、非常に子育て家庭が生活が大変だということもあって、この3万6,000円をいただくということは、1年限りでも非常にうれしく、また子育ての大きな支援になるとこのように思うのですけれども、単年度であっても、この支給をすることによって、多賀城市の子育て家庭が、私は喜ぶということに認識しているのですが、担当課長としてはどのように認識されておりますか。

○小川こども福祉課長

こういう経済情勢の中で、やはり教育費だったり何かということで、一番やはり金のかかる時期でもあるということで、単年度限りではあるのですけれども、できるだけ使っていたきたいという部分もあります。

これが国の補助100%で、次年度以降も続けばもっといいのかなという考え方を持っております。

○雨森委員

最後に一つだけです。経済効果があるかどうかということで、この定額給付金の問題です。ある夫婦の方にちょっとお尋ねしたのです。子供を2人持っていて、それで子育て、夫婦で働いていると。そうしますと合計6万4,000円ですか、2万円、2万円で、夫婦で、6万4,000円ですか。「その金をどう使うの、何か買うの」と言いましたら、「滞納していると、とても子育てやっていられない」と、「だからまず滞納分に充てるから、我々何の関係もないよ」という声を聞いたのですけれども、滞納分も経済効果になるかどうか、支払いを、市の方としてのお考えを一言だけお聞きしておきます。

○坂内市民経済部長

使途は自由でございますので、それが回り回って景気拡大ということになればいいなと思っております。

○雨森委員

私が申し上げたいことは、非常に子育てということで、非常に若い夫婦は、3人目も欲しいけれども、なかなか産めないのだというのが現実のようでございまして、いろいろ市長も御配慮を賜っているようでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○昌浦委員

確認だけちょっとしておきたいと思います。資料1の18ページ、先ほどの御説明では、イベント時の貸し出しということで、文化センターとそれから体育館に2台ずつ置くということなのですが、例えば町内会でちょっとした夏祭りのイベントなどの際には、貸し出しが可能なのでしょうか。この貸し出しとはいかなるものなのかというのを、ちょっと具体的に知りたいのでお願いします。

○岡田健康課長

ただいまの御質問ですけれども、もちろんその点についても貸し出しということについては可能というふうに思っております。

○昌浦委員

やはりこういうのが、事業完了が4月末完了予定というふうな御説明がありました。そうしましたら、間髪を入れず、例えば5月の広報たがじょうなどに、やはりきちんとわかるように、懇切丁寧に載せるお考えは当然あるのだらうと思うのですけれども、それを確認したいと思うのですけれども、それはどうでしょう。

○岡田健康課長

その辺については、十分周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより議案ごとに採決をいたします。

初めに、議案第31号 平成20年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成20年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第4号)を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 33 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○相澤委員長

以上で、本委員会に付託されました議案第 31 号から議案第 34 号までの平成 20 年度及び平成 21 年度の補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 4 時 29 分 閉会

---

補正予算特別委員会

委員長 相澤 耀司